

刑事局作成
令和4年11月17日 (木)参・法務委員会 鈴木 宗男 議員(維新)
対法務当局

4問 檢察官の定員が不足しているのではないか、法務当局に
問う。

(答)

[結論]

○ 檢察官については、(毎年の事件数はもとより、犯罪の動向等の種々の事情を考慮した上で、) 現在の犯罪情勢等に適切に対処することができるよう、必要な体制の整備を行っているところ。

[過去10年間の検察官の定員の推移について]

○ 令和4年度における検察官の定員は2,765名であり、過去10年間 (平成24年度から令和4年度) で56名の増員を行ってきたところ。

[今後の体制整備]

○ 今後とも、 (毎年の事件数はもとより、犯罪動向等の種々の事情をも考慮しつつ、) 檢察官の増員を含め、必要な体制整備に努めてまいりたい。

(参考1) 刑法犯認知件数の推移 ※出典: 警察庁資料
平成28年 996, 120

〃 29年	915, 042
〃 30年	817, 338
令和 元年	748, 559
〃 2年	614, 231
〃 3年	568, 148

(参考2) 平成30年3月23日衆・法務委(源馬委員に対する答弁)

○ 辻政府参考人

平成29年度における検察官の定員状況でございますが、検事が1,865、副検事が899でございます。過去10年間の推移を見ますと、検事につきましては231人の増員が認められているところであります。副検事の定員につきましては増減なしという状況でございます。

今後の見通しということでございますけれども、法務省では、現在の犯罪情勢等に適切に対処していくため、今御紹介したとおり、これまでにも検察官の増員を含め必要な体制の整備を行っているところでございまして、検察官の増員につきましては、今後とも、毎年の事件数、犯罪動向、それから事件の複雑さ等々、諸般の事情を考慮しつつ適切に対応してまいりたいというふうに考えてございます。